

「中小企業等経営強化法」(平成28年7月1日施行)

(中小企業庁資料、新聞報道等を基に日商事務局で編集・作成)

- 中小企業庁は、中小企業等の生産性向上・経営力向上の取り組みを後押しするため、中小企業等が策定する「経営力向上計画」を大臣認定し、認定事業者に支援措置を講じる法的枠組み（「中小企業等経営強化法」）が5月24日に成立。
- 施行日は7月1日。基本方針・事業分野別指針・申請書等が公表され、経営力向上計画の認定申請の受付が開始された。
- 政令において中堅企業の定義は、資本金10億円以下または従業員2,000人以下の企業となった。（当所要望事項が実現）

1. 事業分野の特性に応じた支援

国は、基本方針に基づき、**事業分野ごとに生産性向上(「経営力向上」)の方法等を示した事業分野別の指針**を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上にかかる優良事例を事業分野別指針に反映。

2. 中小企業等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業等は、事業分野別指針に沿って、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、ローカルベンチマーク(※)等を活用した財務諸表の自己診断、人材育成等により経営力を向上させる事業計画(「**経営力向上計画**」)を作成し、**国の認定を受ける**ことができる。認定事業者は、**税制や金融支援等の措置**を受けることができる。

(※)企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行う書式・ツール。財務情報(営業利益率や労働生産性など)と非財務情報(ビジョン、会社の強み、弱みなど)を入力することで分析ができる。

<基本的なスキーム>

